

平成25年度試験 A-1

1. これから試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、A-2の該当欄にあなたの受験番号を記入して下さい。
3. 試験A-1は、知識に関する試験の問題で、全部で50問あります。
4. 試験問題をよく読んで、解答をA-2の各問番号の解答欄に番号（問22及び問33は数字、問41は文字と数字）で記入して下さい。
（文字を記入した場合は、無効となることがあります。）
解答用紙以外の場所に記入した解答は、すべて無効です。
5. 解答時間は、2時間30分です。

あなたの受験番号

(問 1) 土地改良法の目的及び原則に関する次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

土地改良法は、農用地の改良、開発、 及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、 の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の の向上、農業総生産の増大、 の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

また、土地改良事業は、環境との調和に配慮しつつ、 の総合的な開発及び保全に資するとともに の発展に適合するものでなければならない。

1 農業生産	2 国土資源
3 地域	4 造成
5 生産性	6 農業経営
7 国民経済	8 保全
9 農村環境	10 所得

(問 2) 土地改良法に規定する土地改良事業に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良事業には、農業用排水施設の新設、廃止、変更に係る事業のほか、これらの施設の管理に係る事業も含まれる。
- 2 土地改良事業には、農用地及び農業用排水施設の災害復旧が含まれる。
- 3 土地改良事業には、農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合が含まれる。
- 4 土地改良法における「農用地」とは、耕作の目的に供される土地を指し、主として家畜の放牧、養畜のための採草の目的に供される土地はこれに含まれない。

(問 3) 事業参加資格者（土地改良法第3条に規定する土地改良事業に参加する資格を有する者）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 区画整理事業を実施している地区内のA氏が所有する原野において、B氏が賃貸借契約によりA氏から借り受けて山菜を採取している場合には、B氏が農業委員会に資格交替を申し出ない限り、所有者であるA氏が事業参加資格者となる。
- 2 A氏が所有する農用地を、B氏が賃借し、これを耕作している場合、耕作者であるB氏が必ず事業参加資格者となるため、所有者であるA氏は事業参加できない。
- 3 農地利用集積円滑化団体が借り受けている農用地を、一時的に第三者に貸し付けている場合、当該団体は事業参加資格者となることはできない。
- 4 3人で共有する農用地について、契約に基づきそのうちの1人が代表して耕作している場合、当該農用地の共有者全員が事業参加資格者となる。

(問 4) 土地改良区の運営に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良区の理事と監事は兼務できるが、理事と職員は兼務できない。
- 2 土地改良区の組合員数が200人を超えていなければ、総代会を設けることができない。
- 3 土地改良区は、役員が就任した場合には、法人の代表権を有する者として、その氏名及び住所を速やかに登記しなければならない。
- 4 土地改良区の定款及び規約を変更する場合には、総組合員の3分の2以上が出席する総会において、議決権の3分の2以上で決した上で、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(問 5) 土地改良事業計画に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県知事は、申請された土地改良事業計画を適切かどうかを決定するに当たっては、当該土地改良事業計画に非農用地区域が定められている場合には、その非農用地区域が適切な位置にあり、妥当な規模を超えないものであるかどうかを審査しなければならない。
- 2 都道府県知事による土地改良事業計画の適当の決定に対して異議の申出をしたものの、当該異議の申出が却下された場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。
- 3 農用地の造成を行う事業については、土地改良事業計画の概要等につき、当該事業施行区域の農用地の事業参加資格者の3分の2以上の同意のほか、同区域に農用地以外の土地が含まれる場合には、当該土地の事業参加資格者の全員の同意を得なければならない。
- 4 土地改良事業計画には、主要工事計画、事業費の総額及び内訳に関すること等に加え、環境との調和についての配慮に関する事項も定めなくてはならない。

(問 6) 土地改良事業の経費の徴収に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県営土地改良事業の事業参加資格者が、当該事業の施行地域を含む土地改良区の組合員である場合には、都道府県は、当該事業参加資格者に対する分担金に相当する額を、土地改良区から徴収することができる。
- 2 土地改良区が土地改良事業に要する経費を組合員に賦課するに当たっては、定款の定めるところにより、地積、用水量その他の客観的な指標により賦課金の額を定め、その徴収の方法を、総会の決議を経て定めなければならない。
- 3 国営土地改良事業の事業参加資格者が負担すべき経費は、当該土地改良事業の施行の地域の関係都道府県又は市町村が徴収しなければならない。
- 4 土地改良区が賦課した賦課金を期日までに納付しない組合員に対して、督促状によって督促してもなお納付しない場合には、市町村に当該賦課金及び延滞金の徴収を請求しても一定期間内に処分しない場合に限り、土地改良区の理事が都道府県知事の認可を得て滞納処分を行うことができる。

(問 7) 土地改良区の組合員に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良事業の施行地域内の農用地において、所有権に基づき耕作している者が、土地改良事業の参加につき、同意署名簿に署名をせず、同意の意思を表明しなかった場合、土地改良区の組合員にならなくてもよい。
- 2 土地改良区の総代会の総代は、年齢が20才以上の組合員及び法人たる組合員のうちから、組合員が選挙する。
- 3 A氏が所有する農用地につき、土地改良区が賦課した賦課金をA氏が滞納したまま、B氏に所有権を移転し、B氏が組合員資格を取得した場合には、A氏が滞納していた賦課金をB氏が払わなければならない。
- 4 土地改良区の組合員資格は、資格を喪失する者と取得する者の連署による通知について、土地改良区が承認したときに異動する。

(問 8) 土地改良区の総代会に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 総代は、都合により総代会に出席できないとき、総代と住居及び生計を一にする親族を代理人として出席させ、議決権を行使させることができる。
- 2 総代会は理事でなければ招集することができない。
- 3 総代会の議決については、議長には議決権はないが、可否同数の場合にのみ議長が決することとされている。
- 4 換地計画を定めるに当たっては、総代の4分の3以上が出席する総代会において、出席した総代の3分の2以上の賛成が必要とされている。

(問 9) 意思表示に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効であり、当該意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができる。
- 2 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは無効であるが、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。
- 3 詐欺による意思表示は取り消すことができ、当該意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができる。
- 4 隔地者間の契約は、当該承諾の通知が相手方に到達した時に成立する。

(問 10) 共有物の管理に関する次の記述中、 から に当てはまる用語として最も適当なものを下の枠の字句から選び、その番号を記入せよ。
なお、一つの選択肢を複数回用いることを妨げない。

多数人が共同で一つの物を所有する場合、共有者は、共有物の全部につき、その持分に応じた使用をすることができ、その管理に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その をもって決められる。ただし、共有物に変更を加えるためには の同意を要する。

各共有者は、持分に応じ、管理の費用の支払等の負担を負うが、共有者が1年以内にこの義務を履行しないときは、他の共有者は相当の償金を支払って をすることができる。

また、数人が共同して所有権以外の財産権を有することを と呼ぶ。

なお、現在では、中高層マンションにみられるように、一棟の建物を多数人が独立した部分ごとに所有する の形態も増加している。

- | | | |
|---------|-----------|--------|
| 1 持分の取得 | 2 過半数 | 3 準共有 |
| 4 分割の請求 | 5 2/3 | 6 区分所有 |
| 7 売却 | 8 他の共有者全員 | |

(問 11) 時効に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 時効の中断は、当該中断の事由が生じた当事者及びその承継人においてのみ、その効力を有することが原則である。
- 2 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。
- 3 時効の利益は、あらかじめ放棄することはできない。
- 4 あらゆる債権に係る時効については、当事者が援用しない場合であっても、裁判所がこれによって裁判をすることができる。

(問 12) 使用貸借及び賃貸借に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 使用貸借において、貸主は、使用貸借の目的である物の瑕疵を知らずながら借主に告げなかった場合でも、その瑕疵について責任を負わない。
- 2 使用貸借において、借主が死亡した場合、借主の相続人はその使用借権を相続する。
- 3 賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる。
- 4 賃貸借の解除をした場合は、賃貸借契約は遡及的に効力を失う。

(問 13) 遺言に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 推定相続人の配偶者は、遺言の証人又は立会人となることができない。
- 2 遺言は、20歳に達するまですることができない。
- 3 前の遺言と後の遺言との内容が矛盾するときは、いずれの遺言ともその効力を生じない。
- 4 特定遺贈の受遺者は、遺言者の死亡後1年以内に限り、遺贈の放棄をすることができる。

(問 14) 次に掲げる土地の用途の名称のうち、地目として登記することができないものはどれか。

- 1 公園
- 2 森
- 3 墓地
- 4 ため池

(問 15) 不動産登記の申請に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 登記されている土地の所有権を贈与により取得した者は、その取得の日から1か月以内に、当該土地の所有権の移転の登記を申請しなければならない。
- 2 所有権の登記の抹消は、所有権の移転の登記がない場合に限り、所有権の登記名義人が単独で申請することができる。
- 3 表題部所有者の相続人が所有権の保存の登記を申請することはできない。
- 4 権利に関する登記の申請は、当該申請に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所に対しても、することができる。

(問 16) 土地の分筆又は合筆の登記に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 所有権の登記名義人が相互に持分を異にする土地の合筆の登記は、することができない。
- 2 抵当権の登記がある土地は、分筆の登記をすることができない。
- 3 合筆の登記を申請する場合には、申請情報と併せて、合筆後の土地の地積測量図を登記所に提供しなければならない。
- 4 分筆の登記の申請において登記所に提供すべき地積測量図は、500分の1の縮尺により作成しなければならない。

(問 17) 土地の表示に関する登記に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地の用途を畑から宅地に変更したことによる土地の地目の変更の登記については、当該土地の所有権登記名義人に対し、申請義務が課されていない。
- 2 土地の表示に関する登記は、登記官が職権であることができない。
- 3 土地の表題部所有者の持分についての変更は、当該不動産について所有権の保存の登記をした後において、その所有権の移転の登記の手続をするのでなければ、登記することができない。
- 4 土地の表示に関する登記において、登記の年月日は、登記事項とされていない。

(問 18) 換地処分による登記に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 換地計画において従前の数個の土地に照応して一個の換地が定められた場合において、従前の土地の登記記録に所有権の登記があるときは、登記官は、職権で、換地の登記記録に当該所有権の登記名義人を換地の登記名義人とする所有権の登記をしなければならない。
- 2 換地処分による登記の申請をする場合には、申請情報と併せて、換地処分前の土地の全部についての所在図を登記所に提供しなければならない。
- 3 換地計画において換地と定められた土地の上に既登記の地役権が存続すべき場合においても、当該地役権設定の範囲が換地の一部であるときは、換地処分による登記の申請に際し、申請情報と併せて、地役権図面を登記所に提供することを要しない。
- 4 換地処分による登記の申請をする場合には、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について、一筆の土地ごとに申請しなければならない。

(問 19) 土地改良事業を行う者による代位登記の申請に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地の表題登記は、土地改良事業を行う者が当該土地の所有者に代わって申請することができる。
- 2 土地の所有権の保存の登記は、土地改良事業を行う者が表題部所有者に代わって申請することはできない。
- 3 土地の所有権の登記名義人の住所についての変更の登記は、土地改良事業を行う者が当該土地の所有権の登記名義人に代わって申請することができる。
- 4 土地の分筆の登記は、土地改良事業を行う者が当該土地の所有権の登記名義人に代わって申請することはできない。

(問 20) 戸籍に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 戸籍の正本は、これを管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に備え、戸籍の副本は、市役所又は町村役場がこれを保存する。
- 2 婚姻の届出があったときは、夫又は妻が婚姻前に戸籍の筆頭に記載した者であるかどうかにかかわらず、夫婦について新戸籍が編製される。
- 3 戸籍は、その筆頭に記載した者が死亡したことにより当該戸籍から除かれた後も、その者の氏名及び本籍でこれを表示する。
- 4 日本国内に居住する外国人同士が婚姻届を提出した場合においても、我が国において戸籍が編製される。

(問 21) 土地改良法に基づく換地処分と交換分合との比較に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 換地処分も交換分合も、土地改良事業計画に基づく工事を必ず伴う点では同じである。
- 2 換地処分も交換分合も、農用地以外の土地を対象として行うことはできない点では同じである。
- 3 換地処分による登記も交換分合による登記も、土地改良登記令の定めるところにより行われる点では同じである。
- 4 換地処分も交換分合も、その計画に基づき必要がある場合には、一時利用地の指定をすることができるという点では同じである。

(問 22) 次の設例の場合において、集団化率は何%か。

ただし、集団化率は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

〔設 例〕

関係農家数	114戸
関係権利者数	164人
従前の土地の筆数	1,030筆
従前の土地の団地数	441団地
換地の筆数	392筆
換地の団地数	188団地

(問 23) 換地計画書の記載内容に関する次の記述中、正しいものはどれか。

ただし、「所有権に関する明細」をAとし、「所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細」をBとし、「その他特別の定めをする土地の明細」をCとする。

- 1 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により地積を特に減じて換地を定めること）に係る従前の土地（所有権以外の権利は設定されていない。）は、A及びCに記載される。
- 2 所有権以外の権利として抵当権のみが設定されている従前の土地は、Aのみに記載される。
- 3 所有権以外の権利として使用貸借による権利が設定されている従前の土地は、Bのみに記載される。
- 4 市町村が、普通財産として所有していた従前の土地（所有権以外の権利は設定されていない。）は、Cに記載される。

(問 24) 次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

換地計画においては、当該換地が、特定用途用地を従前の土地とする場合にあっては当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた 、特定用途用地以外の土地を従前の土地とする場合にあっては当該 の土地に定めなければならない。

また、当該換地及び従前の土地について、それぞれその 、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び を総合的に勘案して、当該換地が、従前の土地に していなければならない。

1	位置	2	照応	3	営農条件
4	用途	5	農業振興地域内	6	非農用地区域外
7	利用条件	8	非農用地区域内	9	類似
10	農業振興地域外				

(問 25) 次の設例において、特別換地の同意（土地改良法第53条第1項ただし書の同意）を必要とするものは次のうちどれか。

〔設 例〕

換地計画書中地区総計表

従前の土地の総地積（ ΣO ）	2,018,288 m^2
換地の総地積（ ΣS ）	1,869,047 m^2

- 1 従前の土地12,137 m^2 に対する換地13,220 m^2
- 2 従前の土地38,992 m^2 に対する換地43,180 m^2
- 3 従前の土地17,478 m^2 に対する換地12,970 m^2
- 4 従前の土地48,621 m^2 に対する換地35,610 m^2

(問 26) 次の設例において、農産物集出荷施設の用に供される土地として共同減歩による創設換地（土地改良法第53条の3第1項の規定により換地とみなされる土地）を定める場合、当該土地の上限面積として正しいものはどれか。

[設 例]

換地区面積	522,425㎡
農産物集出荷施設の用に供される土地の面積	2,600㎡
換地区内の全農家戸数	80戸
農産物集出荷施設の全利用農家戸数	150戸
うち換地区内の農家であって	
農産物集出荷施設の利用予定戸数	60戸

- 1 1,040㎡
- 2 1,386㎡
- 3 1,950㎡
- 4 2,080㎡

(問 27) 特別減歩又は不換地見合いの創設換地（土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良区は、特別減歩又は不換地見合いの創設換地として、土地改良事業計画において定められた土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の住宅団地用地を取得することができない。
- 2 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、公用施設の用に供する土地として定めることができない。
- 3 特別減歩又は不換地見合いの創設換地を定める場合は、特別減歩により特に減じた地積又は不換地に係る従前の土地の地積を合計した面積を超えることができない。
- 4 特別減歩又は不換地見合いの創設換地の取得者が土地改良区である場合、金銭による清算は要しない。

(問 28) 不換地（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により換地を定めないこと）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 不換地の申出は、従前の土地に代わるべき一時利用地の指定が行われる前で行われなければならない。
- 2 抵当権が設定されている従前の土地を不換地とする場合には、所有者の申出又は同意を得るだけでなく、抵当権者の同意も得なければならない。
- 3 質権が設定されている従前の土地を不換地とする場合には、所有者の申出又は同意を得るだけでなく、質権者の同意も得なければならない。
- 4 不換地の同意があつた場合には、遅滞なくその旨を公告するとともに、関係農業委員会に通知しなければならない。

(問 29) 土地改良区が行う特別減歩の事前指定（土地改良法第53条の2の3第1項の規定により地積を特に減じて換地を定める土地として指定すること）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 特別減歩の事前指定を行った場合、土地改良区が必要と認めるときは、仮清算金を支払うことができる。
- 2 特別減歩の事前指定は、その指定に係る土地につき申出又は同意をした者に対し、その旨を通知して行う必要がある。
- 3 特別減歩の事前指定を行った土地であっても、土地改良事業の参加資格には影響がない。
- 4 地役権が設定されている従前の土地について特別減歩の事前指定をする場合には、その地役権者の同意を得なければならない。

(問 30) 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の消滅及び帰属）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 市町村が所有する道路の敷地について、用水路の敷地として機能交換の対象とすることができる。
- 2 機能交換によって廃止される道路の敷地面積とこれに代わるべき道路の敷地面積に違いがあれば、金銭による清算をしなければならない。
- 3 都道府県が所有し土地改良区が管理する用水路の敷地は、機能交換の対象とすることができる。
- 4 機能交換により市町村に帰属させる道路の敷地は、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内に換地しなければならない。

(問 31) 次に掲げる場合のうち、部分指定（土地改良法第53条第3項の規定に基づき換地を定める場合の権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分の指定）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 従前の土地の一部に地役権が設定されている場合は、これに照応する換地は、その権利の目的となっている従前の土地の一部の価格と同等以上の価格のものでなければならない。
- 2 従前の土地の一部に使用貸借による権利が設定されている場合は、これに照応する換地は、その権利の目的たる土地又はその部分を指定して定める必要がある。
- 3 従前の土地の一部に賃借権が設定されている場合は、これに照応する換地は、その権利の目的たる土地又はその部分を指定して定める必要がある。
- 4 従前の土地の一部が地方税の滞納処分による差押えの対象となっている場合は、これに照応する換地は、その処分の制限の目的たる土地又はその部分を指定して定める必要がある。

(問 32) 土地改良法第53条の6に規定する使用及び収益の停止に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区は、換地計画において換地を定めないとされる従前の土地につき土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、その土地の全部又は一部について使用及び収益を停止させる場合には、その期日を定める必要がある。
- 2 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により地積を特に減じて換地を定めること）の対象となる従前の土地については、使用及び収益を停止させることができない。
- 3 土地改良法第53条の6第1項に基づく使用及び収益の停止は、換地処分を行う前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合のみ行うことができる。
- 4 土地改良区は、換地を定めないとされる従前の土地の全部又は一部につき使用及び収益を停止させる場合には、当該従前の土地につき土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、その期日の相当期間前までにその旨を通知しなければならない。

(問 33) 土地改良法第52条第5項の規定に基づき、土地改良区が換地計画を定めるために開催される会議（権利者会議）について、次の設例の場合に当該会議を開催するのに必要な出席者数及び議決に必要な賛成者数は、最小限それぞれ何人か。

ただし、権利者会議の議長は出席者の中から1名選出するものとし、出席者はそれぞれ1つの権利に基づき出席するものとする。

〔設 例〕

所有者	167人
永小作権者	4人
使用貸借による権利を有する者	23人
賃借権者	26人
抵当権者	12人
地役権者	5人
地上権者	10人
従前の土地に権利を有しないが、当該換地計画により農村公園の所有権を取得する地方公共団体	1団体

(問 34) 次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

土地改良区が行う土地改良事業において、換地計画を定めるには、当該換地計画に係る土地につき、 に掲げる権利を有するすべての者で組織する会議の に に関する事業についての専門的知識及び事業に係る を有する者で土地改良法施行令で定める資格者（土地改良換地士）の意見をきかなければならない。

換地計画についての意見は、当該換地計画が耕作又は養畜の業務を営む者の その他農業構造の改善に資するよう定められているかどうかについての意見、当該換地計画に記載された事項の当否及びその理由を記載した によるものとする。

1 農地保有の合理化	2 意見書
3 土地改良法第3条第1項	4 農用地の集団化
5 豊富な経験	6 概要書
7 実務の経験	8 議決後
9 土地改良法第5条第7項	10 議決前

(問 35) 換地計画を定める手続に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 都道府県が換地計画を定めるには、当該換地計画の内容につき関係農業委員会の同意を得なければならない。
- 2 市町村が換地計画を定めるには、あらかじめ都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
- 3 農地保有合理化法人が換地計画を定めるには、当該換地計画に係る土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。
- 4 農業協同組合が換地計画を定めるには、当該農業協同組合の理事が当該換地計画の関係権利者で組織する会議を開催しなければならない。

(問 36) 次に掲げる書類のうち、土地改良区が定める換地計画の認可申請書に添付する書類として必要なものはいくつあるか。

ただし、それぞれの書類に関する換地は、当該換地計画において定められているものとする。

- ① 当該換地計画に係る関係農業委員会の同意書。ただし、同意を求めた日から60日以内にその同意を得られない場合には、その事由を記載した書面
- ② 権利者会議（土地改良法第52条第5項に規定する会議）の議事録署名人の印鑑証明書
- ③ 異種目換地（農用地を従前の土地とする換地を土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内に定めること）の同意があったことを証する書面
- ④ 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の消滅及び帰属）に係る従前の道路等の用に供する土地の地区編入の承認があったことを証する書面
- ⑤ 当該換地計画に係る関係市町村の意見書

1 2つ

2 3つ

3 4つ

4 5つ

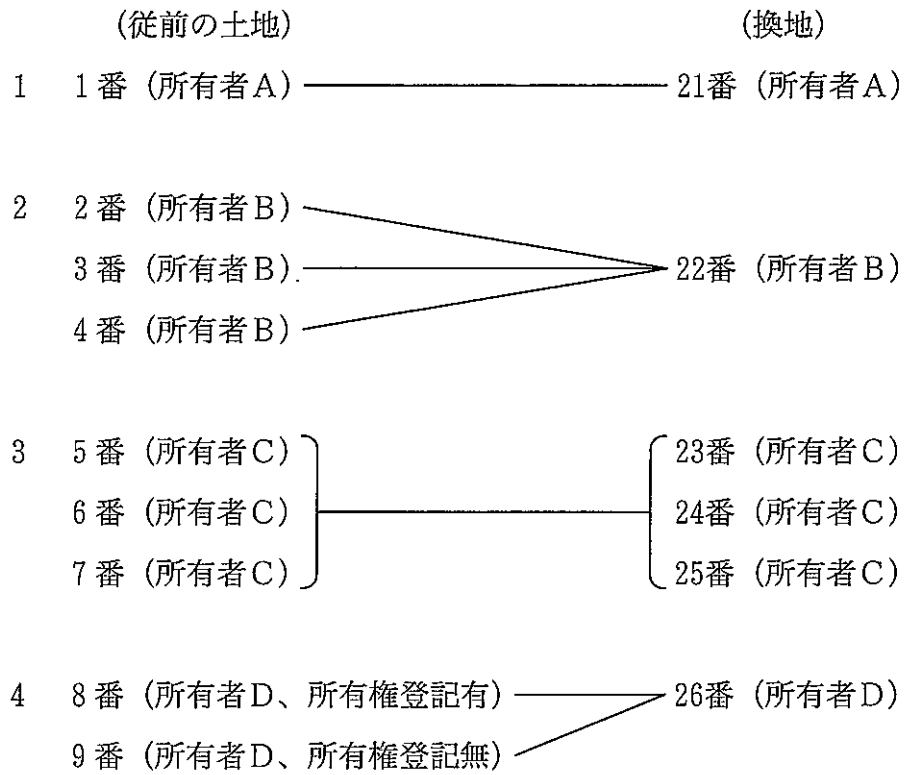
(問 37) 土地改良区が行う換地計画の変更に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 換地計画の変更を行う場合には、必ず都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 換地計画の変更を行う場合には、必ず土地改良換地士の意見を聞かなければならない。
- 3 地番の変更に伴う換地計画の変更を行う場合には、権利者会議（土地改良法第52条第5項に規定する会議）の議決を経る必要はない。
- 4 従前の土地に設定されていた抵当権の抹消に伴う換地計画の変更を行う場合には、関係農業委員会の同意を得る必要はない。

(問 38) 土地改良区が行う換地処分に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良区は、換地処分を行った場合には遅滞なくその旨を管轄登記所へ届け出なければならない。
- 2 都道府県知事による換地処分の公告があった場合には、当該換地計画において換地を定めなかった従前の土地について存する所有権は、その公告があった日の翌日限り消滅する。
- 3 都道府県知事による換地処分の公告があった場合には、当該換地計画において従前の土地について存する地上権は、その公告があった日から換地について存する地上権とみなされる。
- 4 換地処分は、当該換地計画に係る土地につき土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知して行う必要がある。

(問 39) 換地の組合せに関する次の記述中、誤っているものはどれか。



(問 40) 土地改良区が行う一時利用地の指定に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 一時利用地を指定した後において、従前の土地の所有権が売買により移転した場合、土地改良区は所有権の移転を受けた者に対し、改めて一時利用地の指定を行わなければならない。
- 2 一時利用地を指定する場合、当該一時利用地及び従前の土地につき土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する者に対して通知するとともに、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 一時利用地の指定を行う場合には、必ず行政手続法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与しなければならない。
- 4 一時利用地の指定に伴い使用し及び収益することができる者のなくなった土地の管理は、換地処分の公告がある日まで土地改良区が行うこととなる。

(問 41) 次の設例の場合において、従前の土地に対して換地を定めたときに、従前地比例地積清算方式による清算をした場合には、清算金の額は何円か。当該清算金の額を事業主体が権利者から徴収する場合には「徴収額」、事業主体が権利者に支払う場合には「支払額」と当該額の前に記載すること。また、清算金の額は、算出後の1円未満の端数は切り捨てるものとする。

〔設 例〕

従前の土地	地積 10,856㎡、評価額 3,305千円
換地	地積 10,630㎡、評価額 3,642千円
従前の土地の総地積	90ha
換地の総地積	84ha
従前の土地の総評価額	273,519千円
換地の総評価額	284,064千円

(問 42) 土地改良事業の換地計画に係る市町村の境界又は^{あざ}字の区域の変更に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 市町村の境界の変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 市町村の境界の変更は、土地改良法の規定による換地処分^のの公告のあった日の翌日にその効力が生ずる。
- 3 ^{あざ}字の区域の変更は、当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に申請し、認可を受けなければならない。
- 4 ^{あざ}字の区域の変更は、必ず従前の土地を分筆して行わなければならない。

(問 43) 平面上の2点AとBについて、AにおけるBの方向角が 75° 、AB間の平面距離が100mであるとき、Bの平面直角座標で正しいものはどれか。なお、平面直角座標系におけるAのx座標は75.5、y座標は120.0で、Bのx座標を x_B 、y座標を y_B とする。座標値はm単位とし、三角関数値は表の通りとする。

表

$\sin 75^\circ$	=	0.966
$\cos 75^\circ$	=	0.259
$\tan 75^\circ$	=	3.732

- 1 $x_B = 101.4$ $y_B = 216.6$
- 2 $x_B = 216.6$ $y_B = 101.4$
- 3 $x_B = 101.4$ $y_B = 493.2$
- 4 $x_B = 448.7$ $y_B = 216.6$

(問 44) 公共測量におけるトータルステーションを用いた基準点測量に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 トータルステーションの鉛直軸が傾斜しているために生じる角の観測誤差は、望遠鏡の正(右)・反(左)の観測値を平均しても消去できない。
- 2 空気密度の変動による目標像の揺らぎのために生じる角の観測誤差は、望遠鏡の正(右)・反(左)の観測値を平均しても消去できない。
- 3 角観測と距離測定の見準は、原則として同時に行う。
- 4 距離測定の見定単位は、1級から4級までの各級ともに1cmである。

(問 45) 公共測量におけるGNSS測量機(ここでは、GPS、GLONASS及び準天頂衛星システムを適用できる測量機で、GPSのみを適用するものも含むものとする。)を用いた基準点測量に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 観測点の上空視界が十分に確保できている場合、観測する衛星の最低個数は3個以上が標準である。
- 2 3級または4級の基準点測量であれば、単独測位方式で行うことができる。
- 3 観測する衛星の最低高度角は 15° が標準である。
- 4 観測点の近くに強い電波を発する物体があっても電波障害による観測精度の低下を生じるおそれはない。

(問 46) 農地法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 農地法第3条第1項は、農地又は採草放牧地について使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、原則として農業委員会の許可が必要としていることから、農地に抵当権を設定する場合も、原則として農業委員会の許可が必要である。
- 2 農地法第3条第3項は、農業生産法人以外の法人であっても農地の所有権が取得できる旨を規定しているが、書面による契約を義務付けているなど、農業生産法人が農地の所有権を取得する場合と比べて、厳格な要件が課されている。
- 3 農地法第4条は、農地を農地以外のものにする又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にする事実行為を規制しており、農地法第5条は、農地を農地以外のものにする又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするため、これらの土地について使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転することを規制している。
- 4 民法上、賃貸借の存続期間は20年を超えることができないとされているが、農地法第19条は、民法の特例として、農地又は採草放牧地の賃貸借については、その存続期間を50年まで認めている。

(問 47) 農業経営基盤強化促進法に関する次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

農業経営基盤強化促進法には、農地の集団化、農用地の利用集積の円滑化を図るため、県段階の事業として、 を、市町村段階の事業として が規定されている。

の一つとして、 が規定されているが、これは、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業である。

また、 の一つとして、 が規定されているが、これは、農用地等の所有者の委任を受けて、その者を して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業である。なお、 の中には市町村や農業協同組合が行う も規定されている。

の実施主体が行う と の実施主体が行う の大きな違いは、 の実施主体が行う においては、実施主体が当該農用地等の権利を一旦取得するのに対し、 の実施主体が行う においては、事業実施主体は当該農用地等の権利を取得しない点にある。

1 農地保有合理化事業	2 農業経営基盤強化促進事業
3 農地売買等事業	4 利用権設定等促進事業
5 土地改良事業	6 農地利用集積円滑化事業
7 農地所有者代理事業	8 研修等事業
9 信託事業	10 代表
11 代理	12 利用

(問 48) 農業振興地域の整備に関する法律に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 農業振興地域は、都道府県知事が関係市町村に協議して指定する。
- 2 農業振興地域については、農業振興地域整備計画が定められるが、それには市町村が定めるものと都道府県が定めるものがある。
- 3 市町村が農用地区域を定めない場合には、都道府県が代わって定めることができる。
- 4 市町村が農用地区域において土地改良法に基づく土地改良事業を行う場合、都道府県知事の開発許可は不要である。

(問 49) 道路法に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県知事が都道府県道の路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 2 都道府県知事は、都道府県道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該都道府県の議会の議決を経て、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。
- 3 市町村長が市町村道の路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 4 市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理はその路線の存する市町村が行う。

(問 50) 河川法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 一級河川の管理は、国土交通大臣のみが行うこととされている。
- 2 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事又は都道府県知事が二級河川を指定しようとするときにあらかじめ意見をきいた関係市町村長が行う。
- 3 二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分の管理の方法については、関係都府県知事が協議して別に定めることができる。また、協議が成立した場合には、関係都府県知事は、その成立した協議の内容を公示しなければならない。
- 4 河川区域内の土地において土石（砂を含む。）を採取しようとする者は、あらかじめ河川管理者及び関係都道府県知事の承認を受けなければならない。